

施設における不在者投票

【対象】 選挙期間中、病気等で入院している方、老人ホームに入所している方、少年院に収容されている方など(指定施設に限る)

【投票方法】

- ①あらかじめ、施設の不在者投票担当者に投票したい旨を伝える→施設の担当者が市の選挙管理委員会へ投票用紙を請求する
- ②施設内にて投票を行う

滞在地(遠隔地)投票

【対象】 選挙期間中、単身赴任、里帰り出産などで市外に滞在している方

【投票方法】

- ①事前に市の選挙管理委員会から、直接または郵送で投票用紙の請求に必要な書類をもらう(市ホームページからもダウンロード可)→書類に必要事項を記入の上、市の選挙管理委員会に郵送する(投票日前日必着)
- ②滞在先の住所に投票用紙などが郵送されるので、滞在地の選挙管理委員会に持参し投票を行う

郵便等投票

【対象】 所定の障害等により投票所までいけない方

手帳等の種類	障害等の種類	障害等の程度
身体障害者手帳	向下肢、体幹、移動機能	1・2級
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1・3級
	免疫、肝臓	1~3級
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

【投票方法】

- ①事前に郵便等投票証明書の交付を申請する(すでに有効な証明書を所持している方を除く)
- ②事前に所定の用紙に①の証明書を添え、市の選挙管理委員会へ投票用紙の郵送を依頼する(請求期限)10月27日(水)
- ③投票用紙が届いたら記入の上、市の選挙管理委員会へ郵送する

身体の不自由な方は、下記のような投票方法もあります。

点字投票

【対象】 目の不自由な方で、文字が書けない方
文字を記載する代わりに、点字により投票できます。

代理投票

【対象】 手が不自由などの理由により自身で文字を記入することができない方
投票所の職員2人が本人の意思を確認し代筆します。